

第4回「学校給食衛生管理基準」の在り方に 関する有識者会議 ヒアリング資料

2026年9月29日

生産流通グループ 関 芳和



一般社団法人 Jミルク
Japan Dairy Association (J-milk)

ご説明内容

- 1.学校給食用牛乳の流通の特徴
- 2.学校給食用牛乳に関する調査結果のご紹介
- 3.学校給食衛生管理基準改正に関する意見

Jミルクにおける学校給食に関する主な取り組み

Jミルクにおいては、全国の酪農乳業関係者とともに、①学校給食用牛乳供給対策要綱(文部科学省・農林水産省)、②学校給食用牛乳供給対策要領(農林水産省)などの規定による制度の堅持に向けた取り組みをはじめ、年間を通じた安定供給と学校及び供給事業者の課題解決に資する情報提供を行っているところ。

1.学校給食用牛乳に関する課題解決に向けた最近の取り組み

酪農業関係者を中心に関係調査を行いその結果を取りまとめ、各地域での課題解決に向けた取り組みの活用を促進

2022年度「学校給食用牛乳に関する課題調査結果レポート」

2024年度「学校給食用牛乳に関する配送コスト低減等事例調査レポート」

2025年度「学校給食用牛乳に関する配送コスト低減等課題解決調査結果レポート」

2026年度「学校給食用牛乳に関する課題解決事例調査結果レポート」

※本日のご説明はこれらの調査結果のうち関連部分を抜粋しご説明いたします。

2.牛乳を活用した食育の推進

毎年度栄養教諭・学校栄養職員を対象とした食育研修会を開催

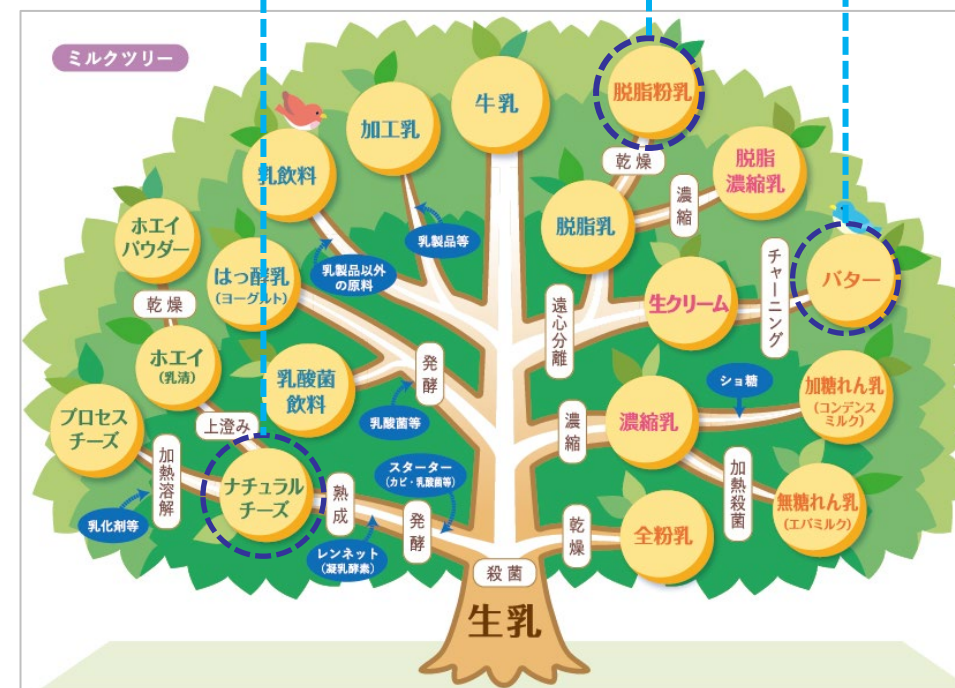
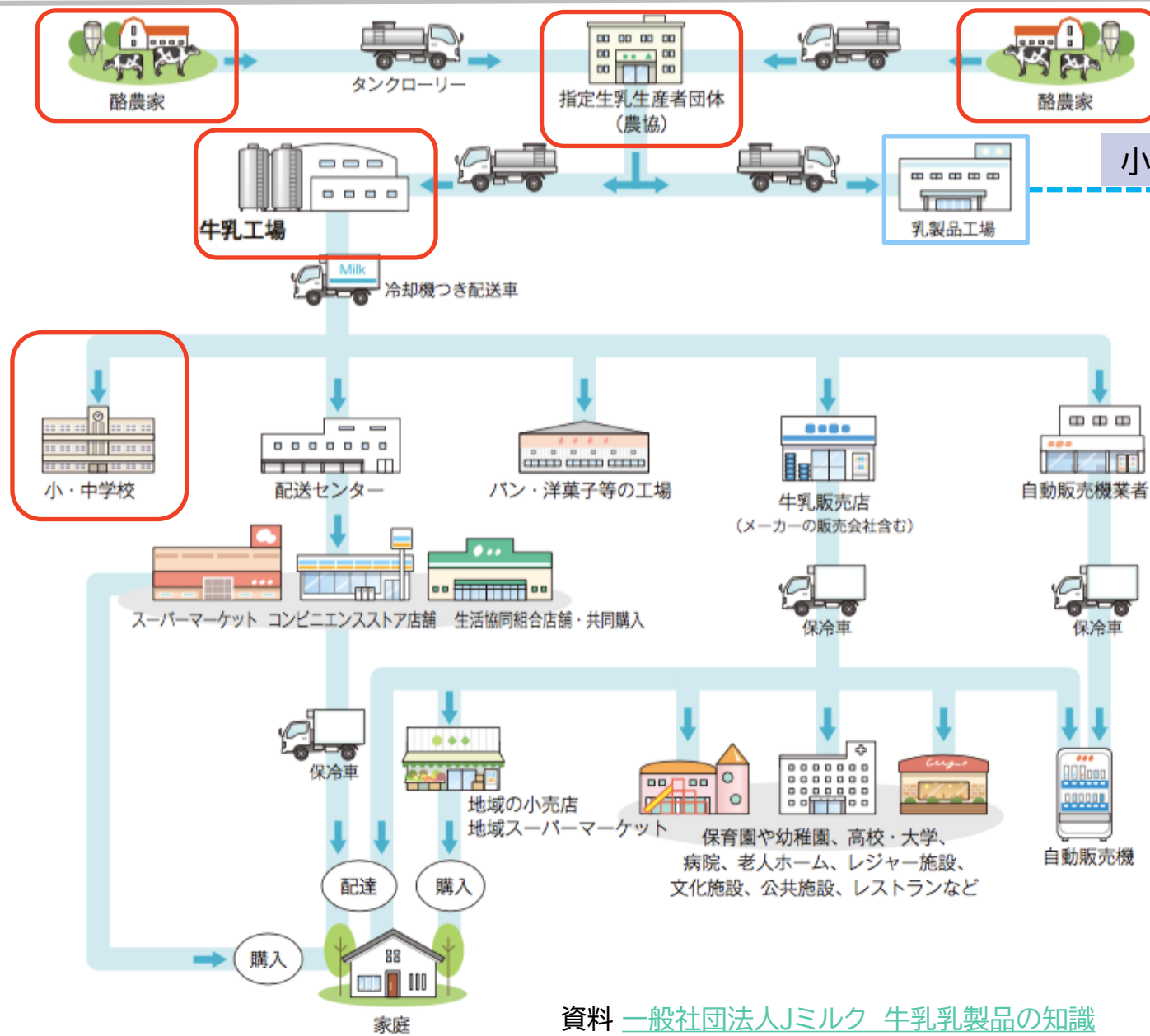
学校現場で活用いただける食育教材を作成しウェブサイトで公開し活用促進を図っている

<https://www.j-milk.jp/tool/index.html>



1. 学校給食用牛乳の流通の特徴

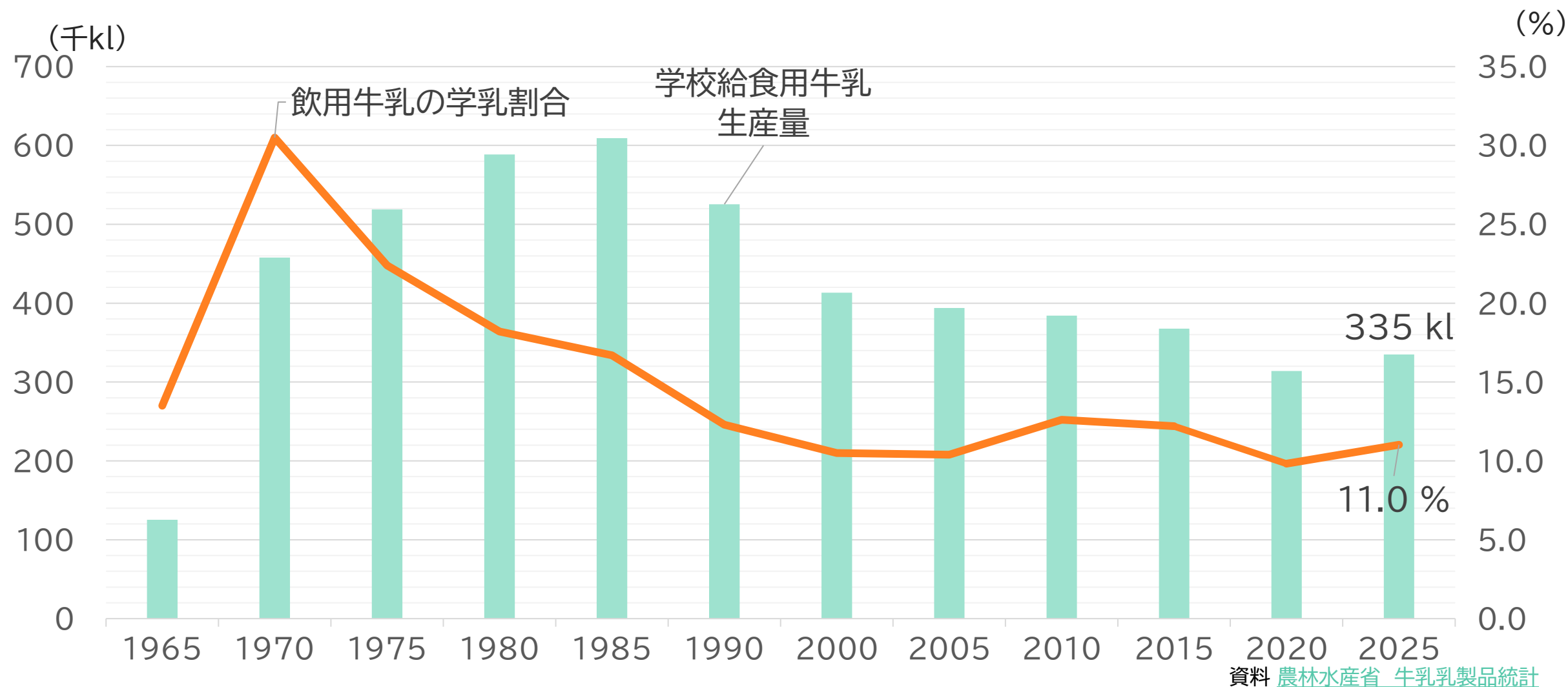
酪農家から消費者までの牛乳流通の仕組み



資料 一般社団法人Jミルク 日本のミルクサプライチェーン2025

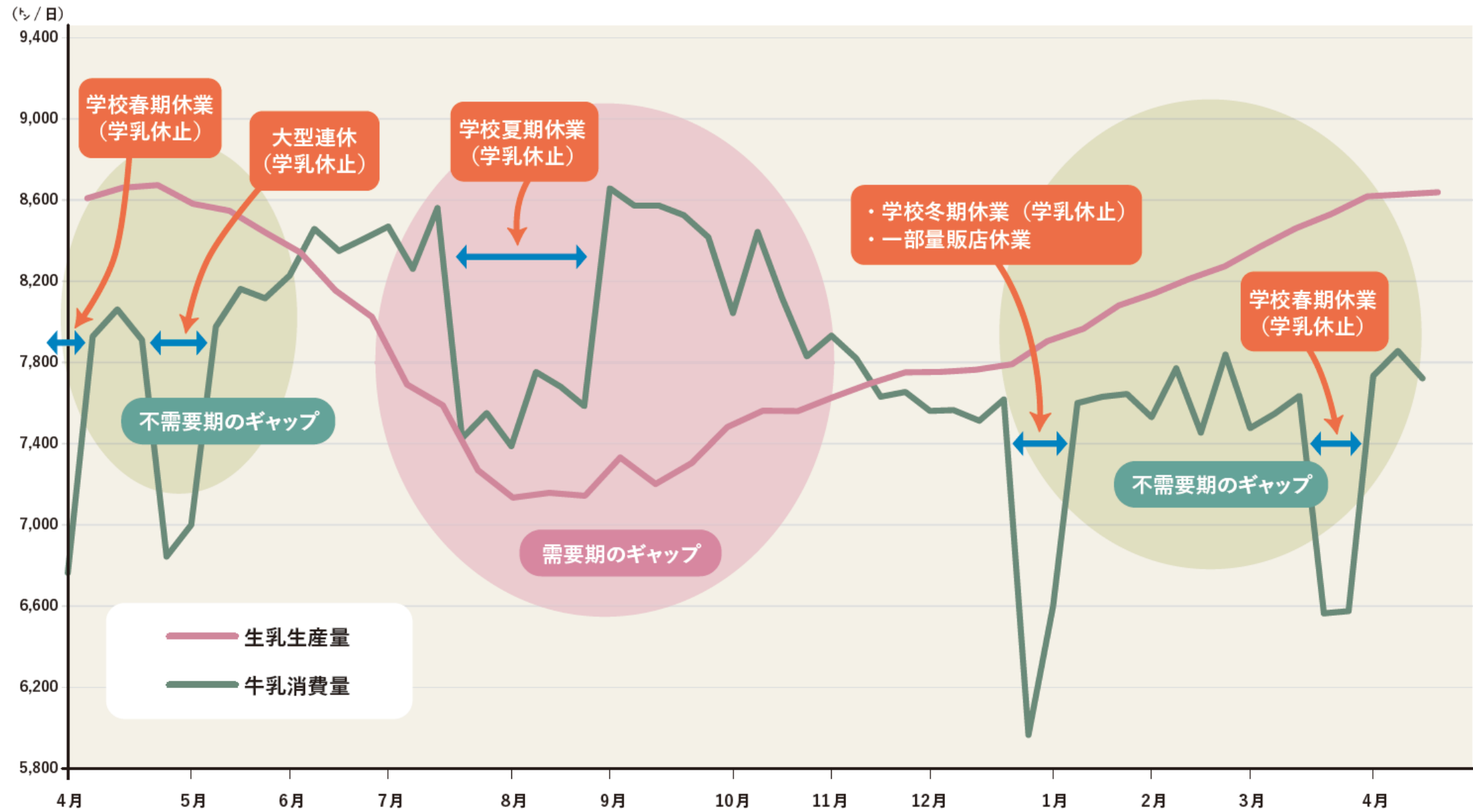
資料 一般社団法人Jミルク 牛乳乳製品の知識

学校給食用牛乳生産量と飲用牛乳に対する割合の推移



学乳供給量は1965年から20年で約6倍に増加し85年以降は減少。飲用牛乳の学乳割合は、1970年に30%まで達したが以降漸減し、2000年以降はほぼ横ばいで推移。現在では10%程度となっている。

都府県の生乳生産量と牛乳消費量の季節変化(1日当たりの量)



2.学校給食用牛乳に関する 調査結果のご紹介

※本資料中の

2024年Jミルク調査は、「学校給食用牛乳に関する配送コスト低減等事例調査リポート」

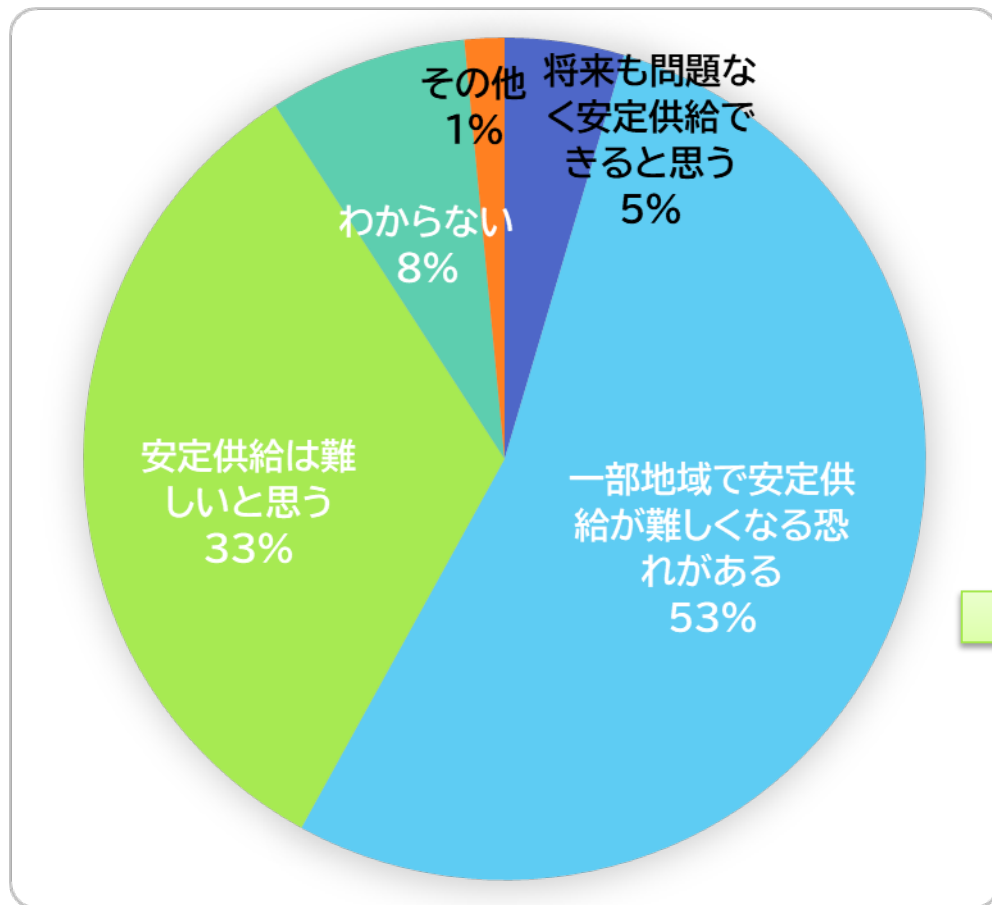
2025年Jミルク調査は、「2025年度学校給食用牛乳に関する配送コスト低減等課題解決調査結果リポート」

2026年Jミルク調査は、「2026年度学校給食用牛乳に関する課題解決事例調査結果リポート」を指します。

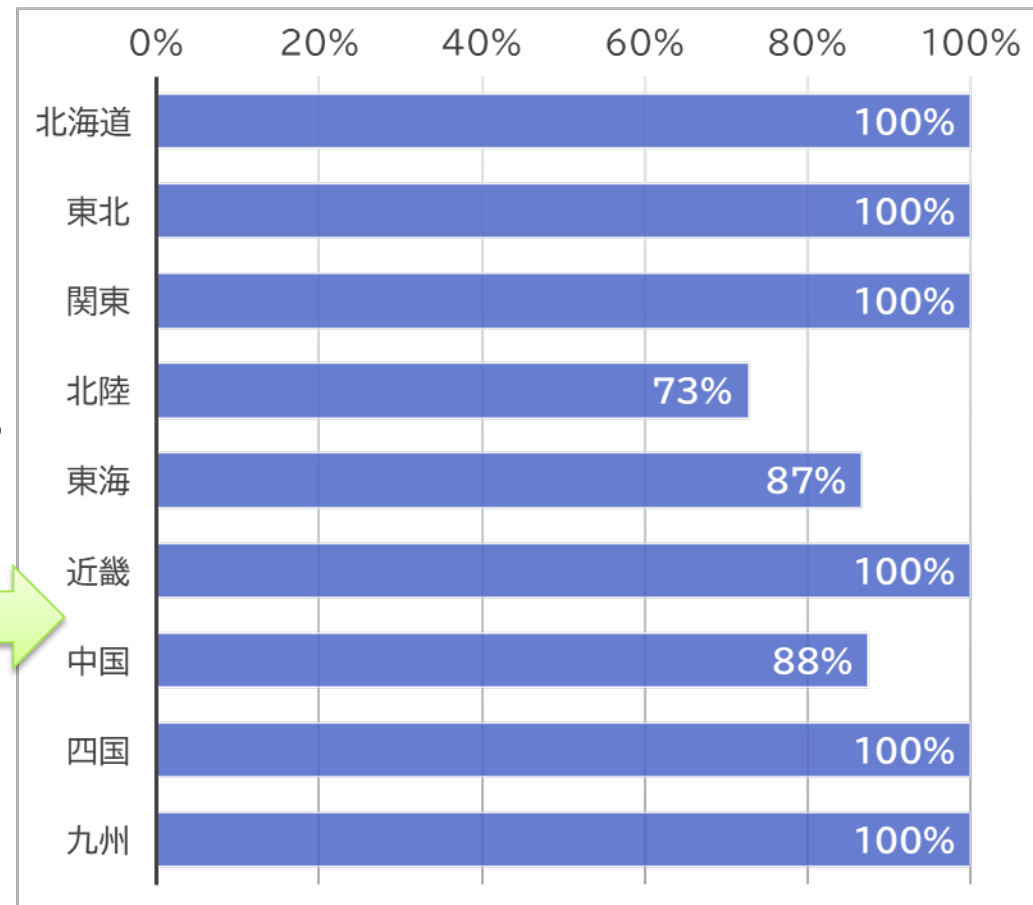
また、学校給食用牛乳を「学乳」と略しているところがあります。

将来の学校給食用牛乳の供給について(2024年Jミルク調査)

輸送方法などの供給体制が現状のまま必要な改善が行われなかった場合、将来(10年後を想定)都道府県内の学乳供給について想定されること(n=131)



安定供給は難しい、一部地域で安定供給が難しくなる恐れがあると回答した地域別割合(わからない・その他除く)

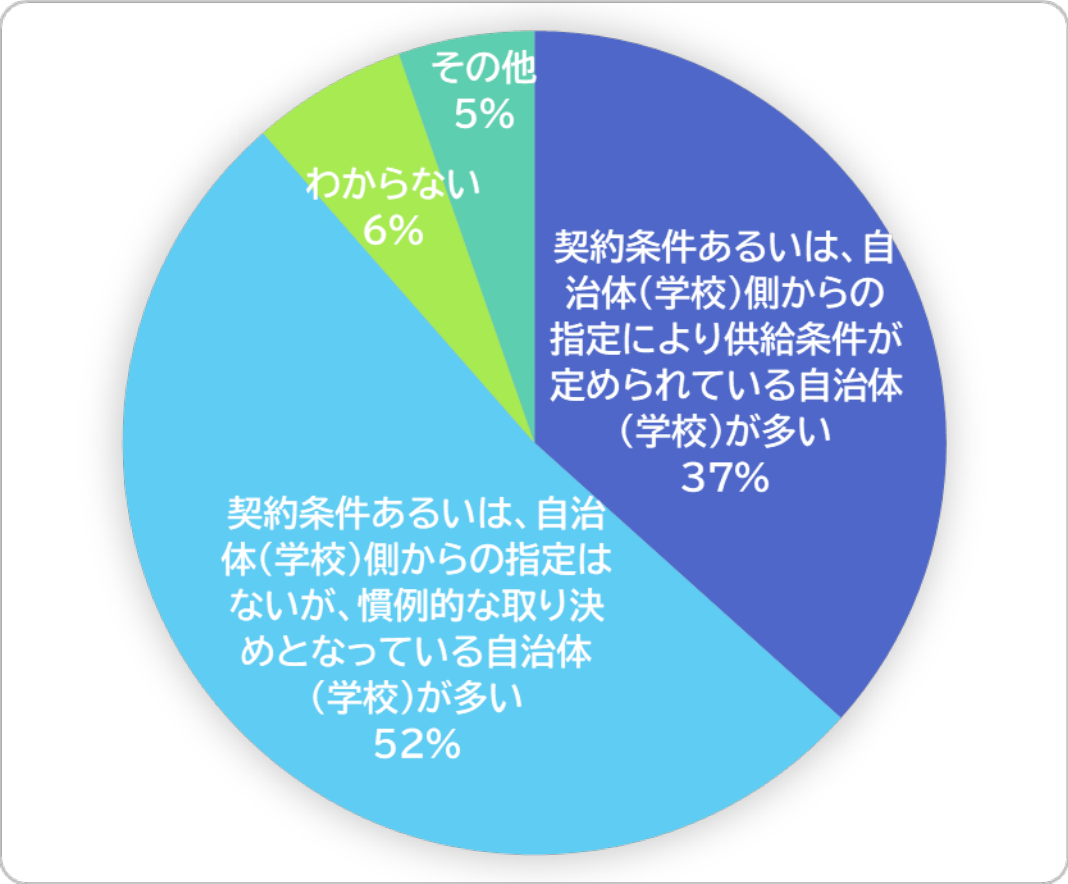


- ◆「安定供給は難しい」33%、「一部地域で安定供給が難しい」53%と、安定供給に懸念のある回答が86%となった。
- ◆ 酪農乳業関係者と行政や学校給食関係者が中心となって、各地域での将来の学乳の安定供給について協議し、課題解決に向けたの取り組みが必要であると思われる。

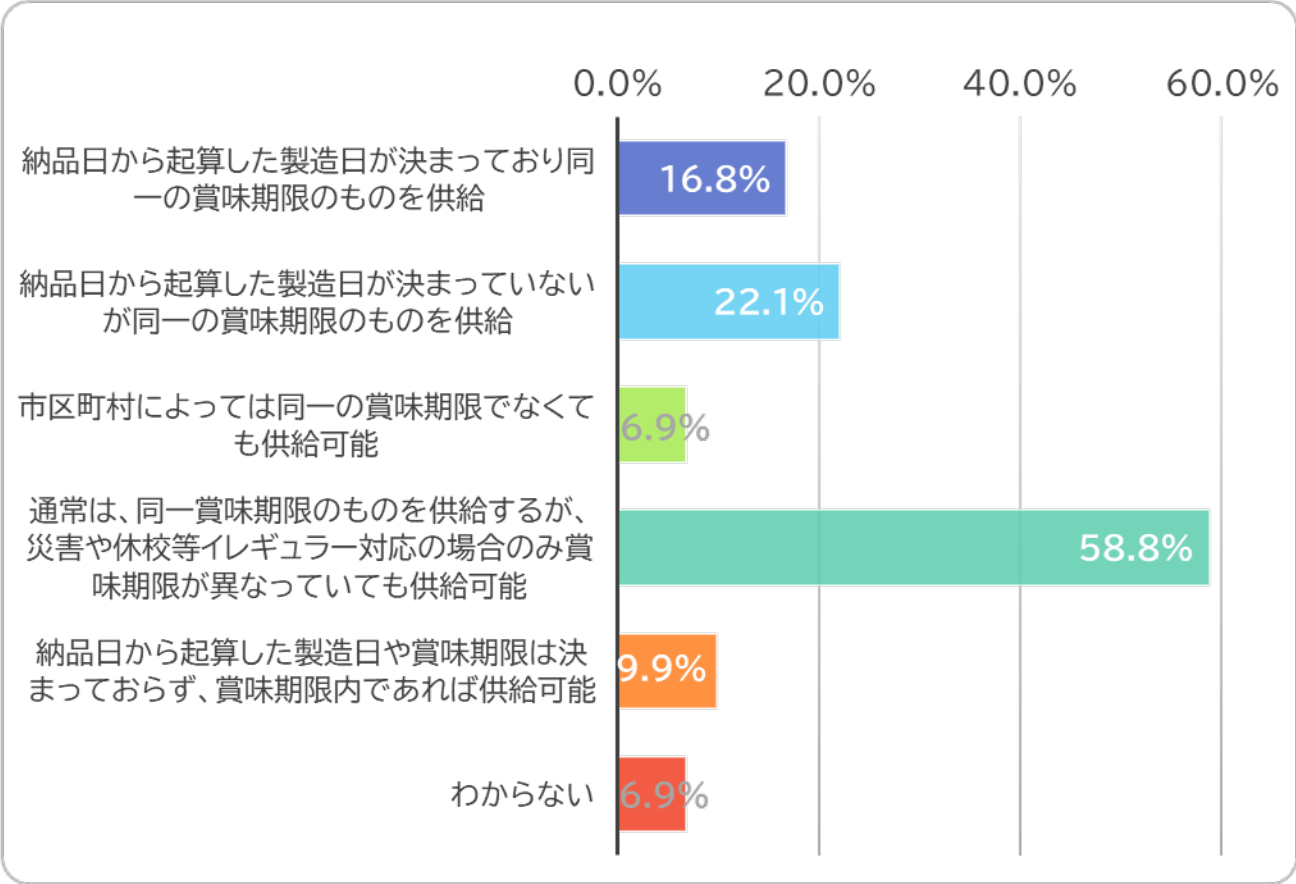
学校給食用牛乳の供給条件・賞味期限の対応について(2024年Jミルク調査)



学乳の供給条件が定められる傾向として該当する項目 (n=131)



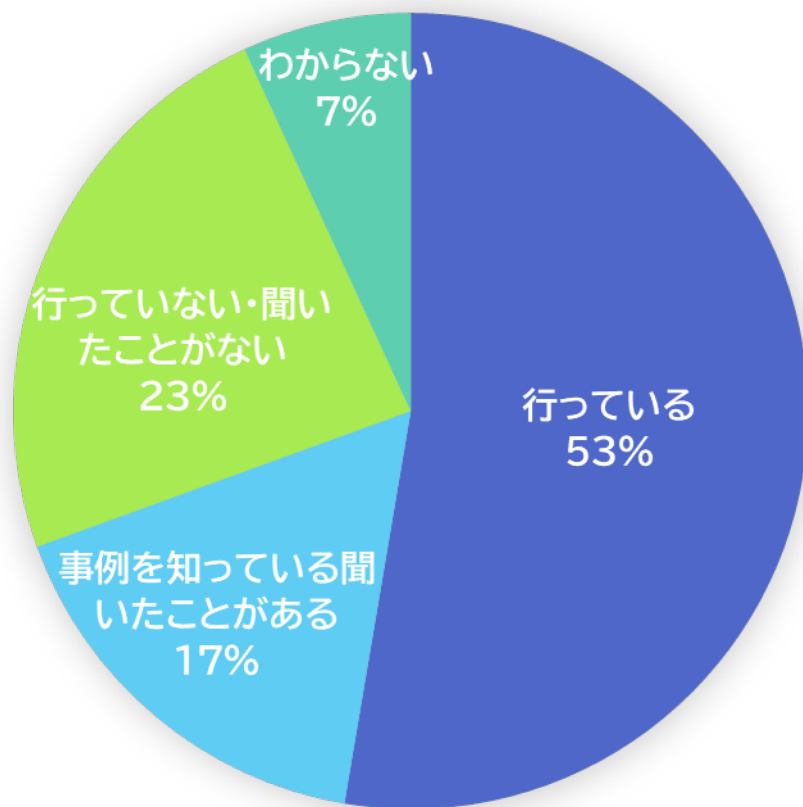
学校へ供給する牛乳の製造日・賞味期限について、現在どのような対応が自治体や学校側から決められているあるいは求められているか。(複数回答)(n=131)



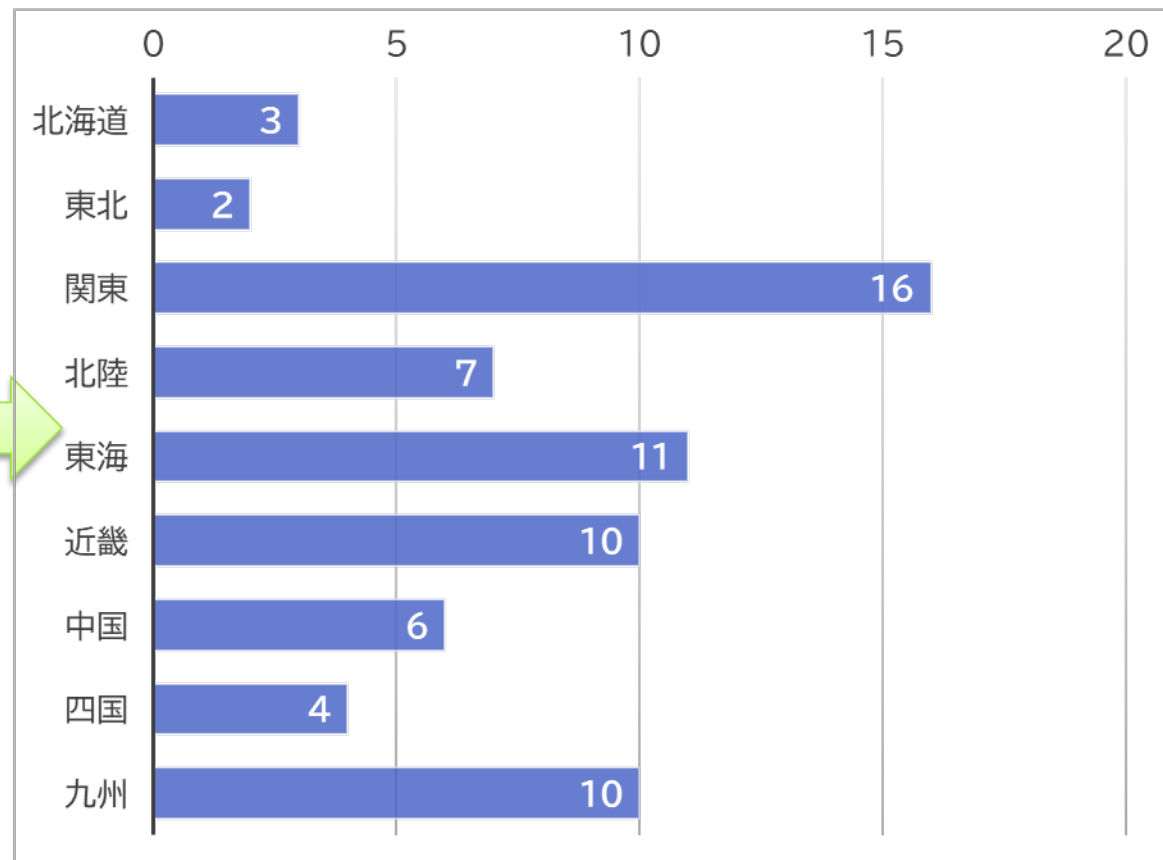
- ◆ 供給条件は、「慣例的な取り決めとなっている自治体(学校)が多い」が半数以上であった。
- ◆ 製造日・賞味期限は、「イレギュラー対応のみ賞味期限が異なっても供給可能」が58%となったが、基本的には、ほとんどが「同一の賞味期限を供給」が求められている。

学校給食用牛乳の配送コスト低減に関する取り組み状況(2024年Jミルク調査)

都道府県内で自治体や学校の協力を得て、配送コストの低減あるいは持続可能な配送を行うため、隔日配送や終日・前日配送など弾力的な納入方法や、共同配送・他の業種(新聞等)との連携などの取り組みを行っていますか。または、事例を知っていますか。(n=131)



行っている
と回答
した地域
別回答数



- ◆ 配送コストの低減をすでに「行っている」との回答が半数以上あった。
- ◆ 「行っている」と回答した地域は、関東が一番多く、東海・近畿・九州からも多く事例が示された。

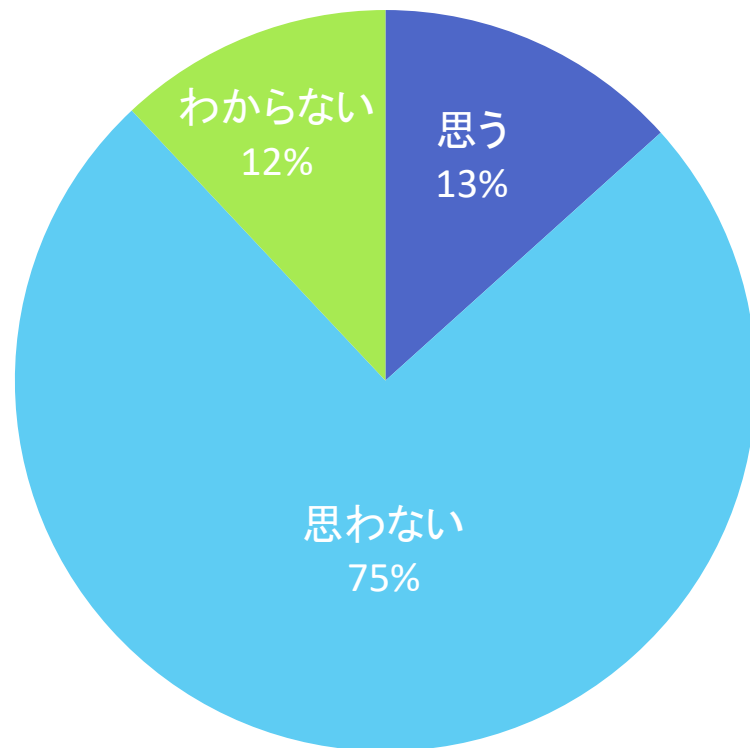
配送コスト低減に向けた取り組み事例（2024年Jミルク調査）

「取り組みを行っている」と回答した具体的取組み概要（n＝69）

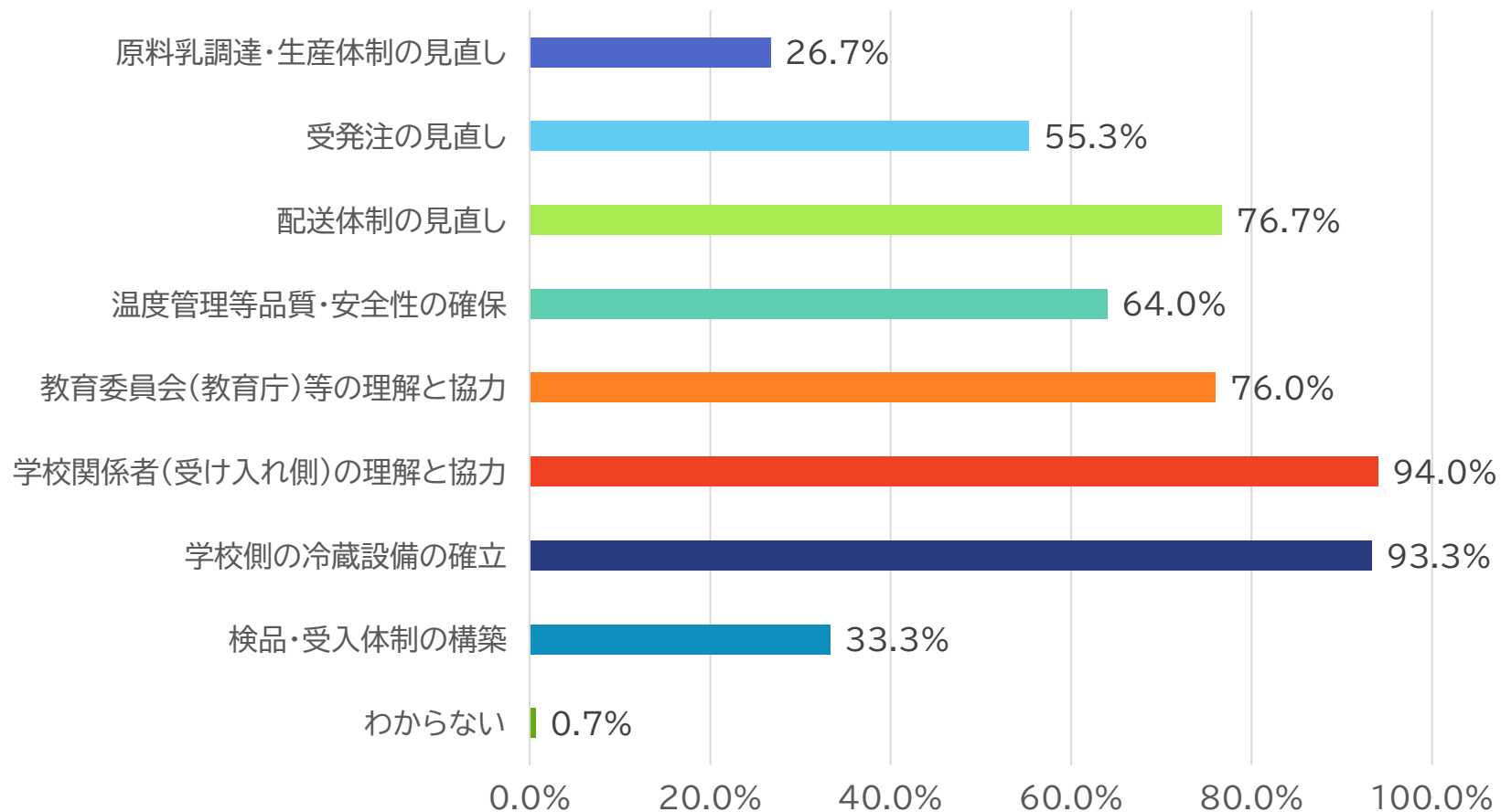
	前日配送	隔日配送	弾力的な配送 （早朝・まとめ 配送など）	共同配送	効率化に向け た協力依頼	その他
北海道			2		2	
東北	2				1	
関東	8	3	3		1	配送コース見直しによる 人員・時間削減
北陸	6	3		2		
東海	3	5	4	1		
近畿	5	1	3			別飲料の委託配送 LL 牛乳でのまとめ配送
中国	4	5	2			
四国		5	2	4		
九州	3	3	3	2	1	
合計	31	25	19	9	5	

毎日配送からの今後の対応について(2025年Jミルク調査)

配送効率の向上と持続可能な供給体制を確保していくため、毎日配送を継続していく必要はあると思いますか(n=150)



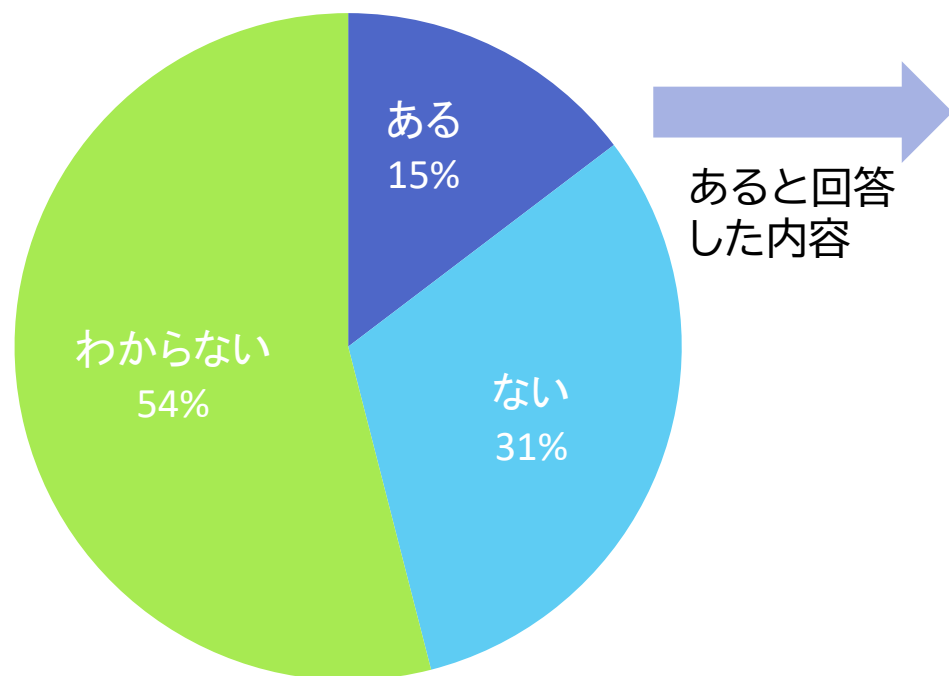
毎日配送している場合、隔日あるいは前日配送等にした場合、どのような対応が必要だと考えますか。(複数回答可)(n=150)



- ◆ 毎日配送を継続していく必要性について、「思わない」が75%で「思う」の約6倍の回答があった。
- ◆ 効率的な配送の実施に向けた対応については、「学校関係者の理解と協力」及び「学校側の冷蔵設備の確立」が90%を超え、効率的な配送の実現は受け入れ側の理解・協力が必須であり最大の課題であると思われる。

文部科学省「学校給食衛生管理基準」について(2025年Jミルク調査)

牛乳を毎日搬入する理由の一つとなっていると意見があった、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」における食品の検収・保管等の規定について、牛乳は生鮮食品(原則毎日搬入)ではなく加工食品(前日搬入等も可)であることを確認しましたが、このほかに、同基準において確認すべき点や懸念点がありますか。(n=150)



あると回答した内容

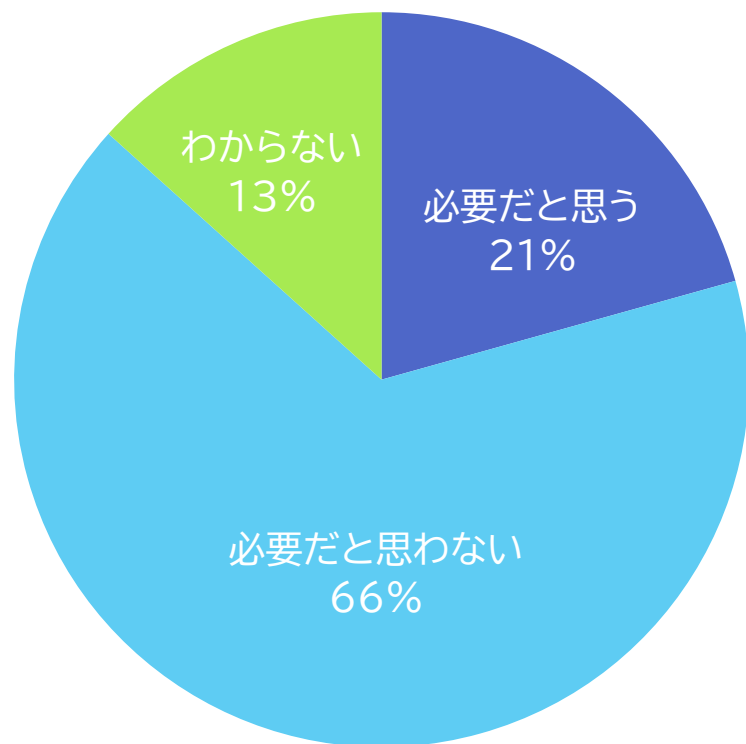
あるとご回答いただいた場合の具体的な内容(n=29)

- ①学校への供給・検収体制の見直しと柔軟な対応(4件)
 - ・学校と給食センターで保管・検収基準を同一にするのは非現実的であり、学校側の実態に応じた柔軟な対応が必要
 - ・教職員の負担や人手不足への配慮から、供給者と協議の上で合理的な供給体制を構築すべき。
 - ②保存食の扱いと制度の確認(3件)
 - ・保存食としての牛乳提供は、トレース可能なメーカーの商品管理があるため不要ではないか。
 - ・学校に無償で提供している保存食用牛乳について、有償での引き取りを明記してほしい。
 - ・衛生基準やマニュアルとの整合性を見直す必要性があるのでは。
 - ③トレーサビリティの担保と記録作業の簡素化(3件)
 - ・メーカーでロット管理ができていいるなら、学校側でのロット番号記録の手間を軽減すべき。
 - ・トレーサビリティが確保されていれば、共同調理場での保存は必須ではないのでは。
 - ④衛生管理・安全性への配慮(8件)
 - ・チルド温度帯の逸脱防止、異物混入、汚破損、悪意ある第三者の侵入リスクへの対応策が必要。
 - ・クレートや容器の軽微な汚れでもクレームになるため、衛生面のさらなる注意喚起が必要。
 - ・学校関係者への周知徹底や、温度管理・立ち合い納品の意義を再確認すべき。
 - ・立ち合い納品が行われない場合のリスク管理が課題。
- 【その他記載項目】冷蔵庫の設備・搬入後のリスクと費用負担(8件)
- ・二日分の納品によって大型冷蔵庫が必要になる場合の費用負担の所在を懸念。
 - ・停電や冷蔵庫故障時の損失補償や責任の所在について明確化が必要。
 - ・学校に2日以上以上の保管ができる冷蔵庫を確保すべき。
 - ・停電・台風等でのトラブル時の補償や責任所在について、具体的な取り決めが求められる。

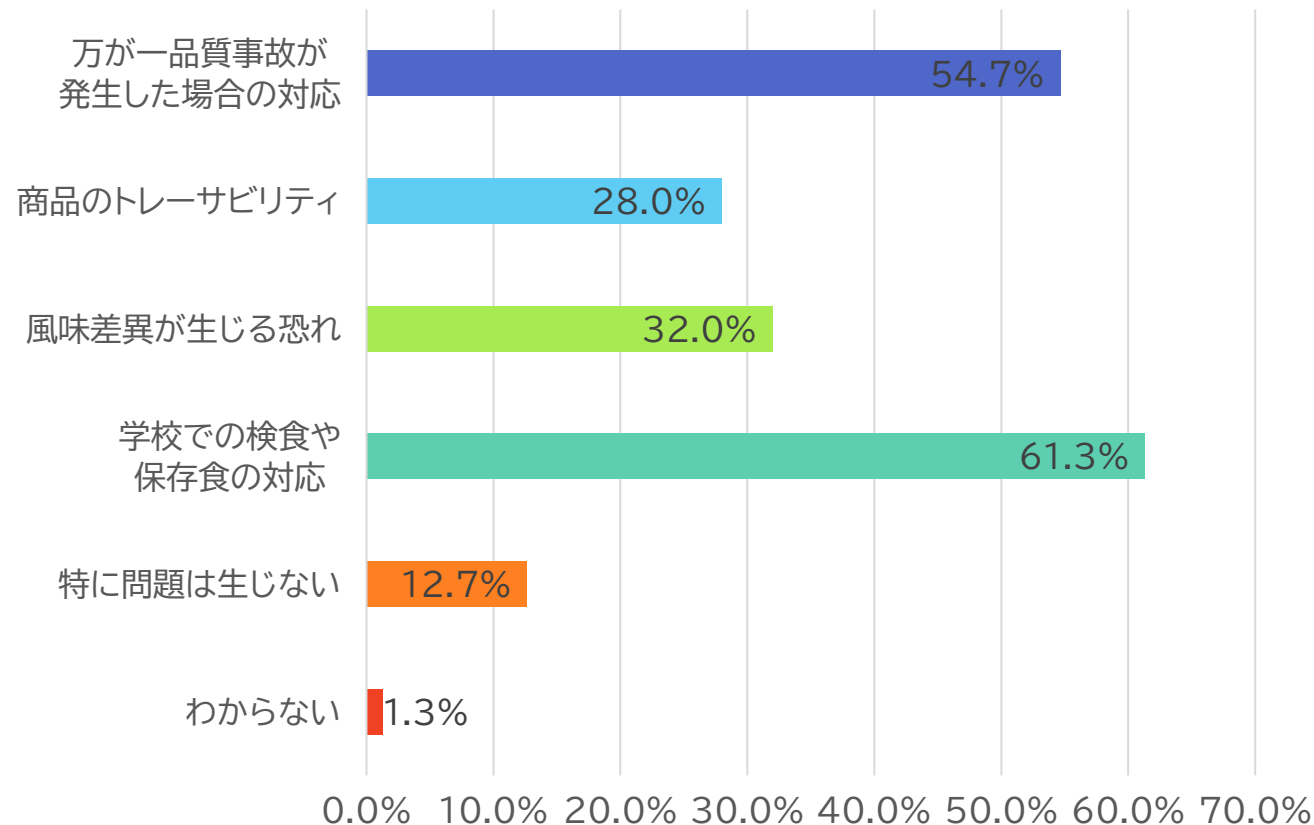
◆ 学校給食衛生管理基準第3の1(3)食品の検収・保管等の内容と(6)検食及び保存食等②保存食に関連する意見が出された。

配送に係る運用面の課題について(2025年Jミルク調査)

学校給食用牛乳の賞味期限を同一日付にそろえて納品している場合、その運用は必要だと思いますか。
(n=150)



異なる賞味期限の牛乳を納品した場合どのような問題が生じると考えられますか。(複数選択可) (n=150)



- ◆ 賞味期限の同一日付の納入については、66%が「必要だと思わない」と回答し「必要だと思う」の3倍となった。
- ◆ 異なる賞味期限を納入する場合の問題点については、「学校での検食や保存食の対応」、「万が一の品質事故の対応」で半数以上の回答があった。

3.学校給食衛生管理基準改正 に関する意見

学校給食衛生管理基準改正に関する意見(Jミルク)

食品衛生法・乳等命令等の法令遵守と適切な温度管理・取扱いを前提に、以下の項目について、ご検討をお願いしたい。

1.「学校給食衛生管理基準」における食品の検収・保管等の規定の牛乳における解釈について

- 牛乳を「生鮮食品」として取り扱うものと認識している関係者が多く、自治体によって見解が異なる現状。
- 弾力的な食材供給のあり方の検討に向けて、学校・食材供給側の相互理解が重要であることから、改めてその周知やマニュアルの改正等の工夫などをお願いしたい。

2.牛乳の納品について

- 当日早朝・午前中・午後・隔日配送など学校関係者との協議・工夫により様々な方法により供給されている現状。
- 一方、牛乳の納品に関しては、検収における立会・点検・検温については、冷蔵庫等で適切に温度管理するなど衛生管理に留意されることや、学校のセキュリティが維持できることを前提に、弾力的な運用が図られるよう配慮をお願いしたい。
- 2025年に学校給食において提供される牛乳の不適切な取扱いが一因となり、異味・異臭等が確認される事案が複数発生したことを踏まえ、基準改正後も適切な温度管理や残食及び残品の取扱いの周知をお願いしたい。

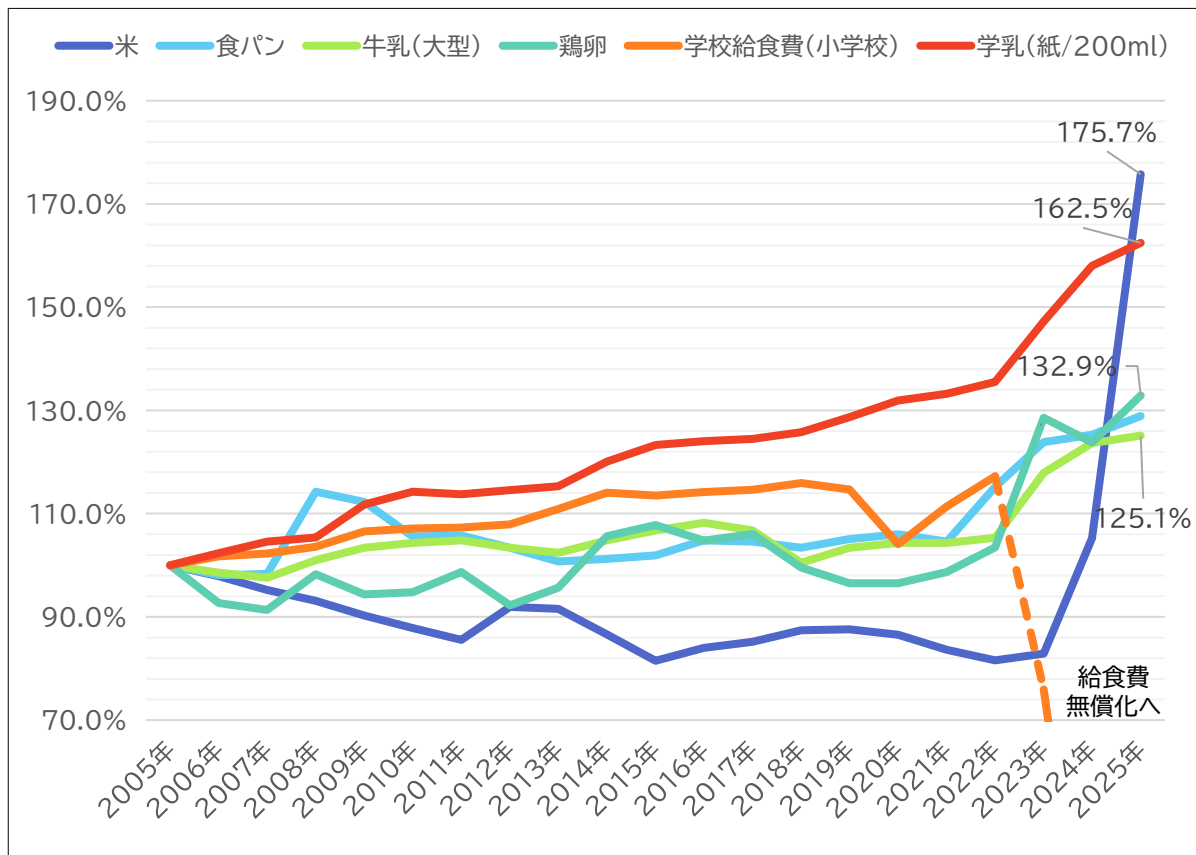
3.牛乳の賞味期限等の対応について

- 学校給食衛生管理基準において供給する牛乳の賞味期限についての規定はないが、検食及び保存食等の規定によって、結果的に同一賞味期限での供給が求められていることも考えられる。
- 供給事業者においては、通常相当数の牛乳が同一賞味期限で供給できるものと考えられるが、より弾力的な供給を実現するためには、牛乳は賞味期限内であれば全く問題なく飲用できると認識していただくとともに、こうした理解醸成を学校側に行う必要。
- そのまま喫食できるパンや牛乳・はっ酵乳などは、検食・保存食の規定の工夫により、賞味期限やロット管理を弾力的に行える可能性があるので検討をお願いしたい。

參考資料

学校給食用牛乳の価格推移と栄養素等摂取の割合

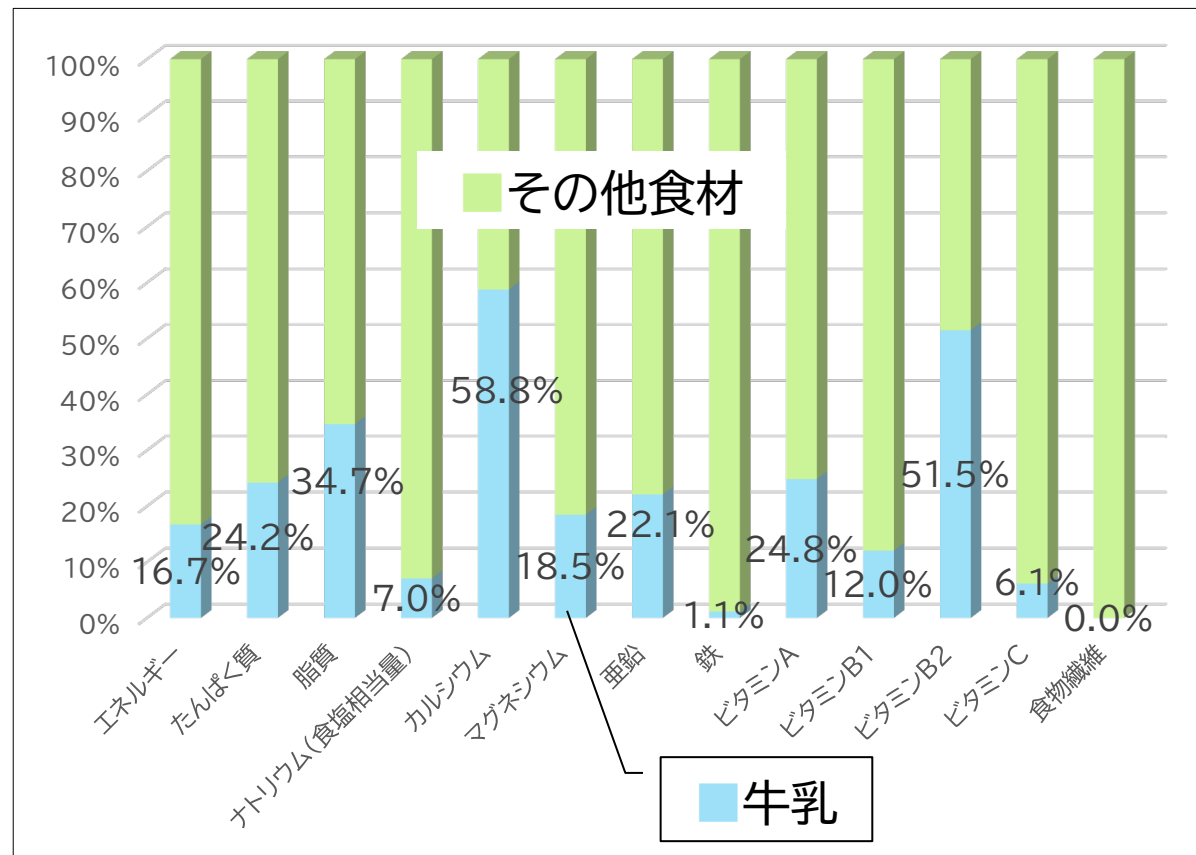
主な食品と学校給食及び学乳の価格推移(2005年=100)



資料:総務省 小売物価統計調査(動向編) 東京特別区(23区)
一般社団法人日本乳業協会 日本乳業年鑑(学乳価格は東京都)

学乳は生乳(原料)価格の引き上げや包材・輸送コストなどとともに上昇。学乳の価格上昇が給食費に占める割合が高まり給食運営に影響している恐れ。

栄養素等摂取状況のうち牛乳が占める割合(小学校・全体)

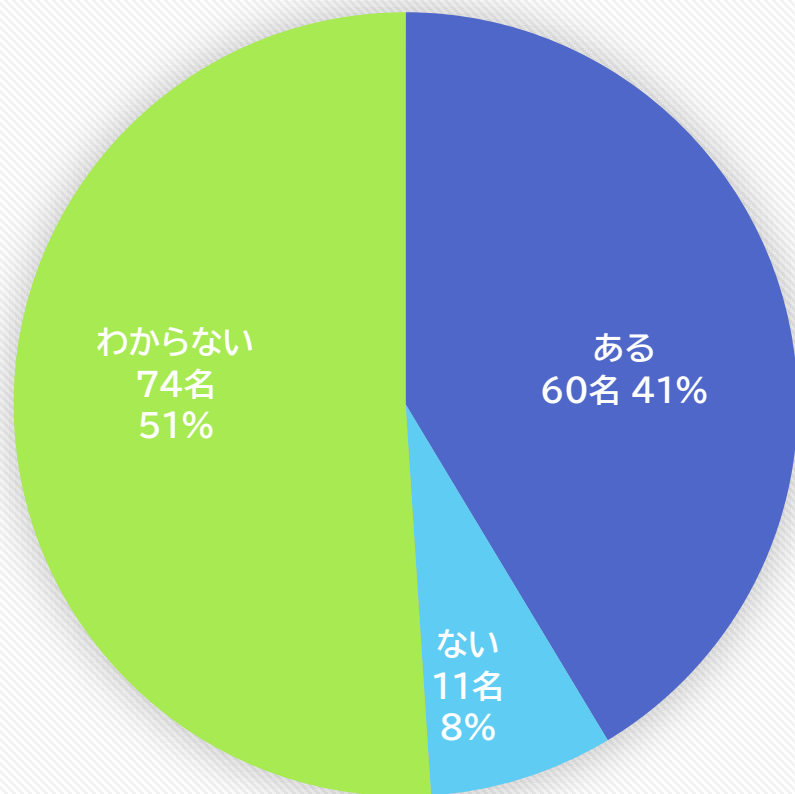


資料:文部科学省 学校給食栄養報告(栄養素等摂取状況(平均摂取量))(2024)
日本食品標準成分表(八訂)増補(2023)

50%を超えるカルシウム・ビタミンB2をはじめ、給食の栄養摂取を支える食品であると認識。食育の視点からも牛乳の価値を伝えていく必要。なお、学校給食がない日はCaなどで十分な栄養摂取ができていない恐れ。

学校給食費の抜本的な負担軽減に関する課題の抽出(2026年Jミルク調査)

(1)小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減が今年から開始されましたが、これに関して今後、学乳に関する課題があると考えていますか。(n=145)



- ◆ 学校給食費の抜本的な負担軽減に関して学乳に関する課題があるとの回答は4割程度となった。
- ◆ わからないの回答が半数を超えていることから、今後も関係者からの課題等の把握に努める必要がある。

(2)具体的な課題の内容

①学乳供給減少及び他の飲料への代替への懸念(31件)

- ・自治体の限られた給食予算内でやり繰りするため、相対的に牛乳のコストが高くなっている。
- ・毎日提供されていた牛乳が隔日や月数回減らされるのではないかと不安。
- ・予算上限内に収めるために単価の安い他の乳飲料等への置き換えがすでに起きている。また、今後、他の飲料への置き換えが加速する恐れもある。(入札時の計画本数に対し、実本数は96～97%ほどになることもあるが、今年度に入って4・5月ともに93%以下となっている事例も)

②価格転嫁の困難さと適正価格維持への懸念(16件)

- ・原材料や物流費の高騰が続く中、国の補助上限額(5,200円等)が足かせとなり、適正な価格交渉や値上げが難しくなる懸念がある。
- ・市町村から入札金額の押し下げ圧力がかかることや、基準額を超えて保護者負担が発生した場合に「牛乳の価格が高い」と責任転嫁され、結果的に牛乳が敬遠される恐れある。

③実務・物流・資金繰りの課題(11件)

- ・負担軽減に伴う代金支払い方法の変更(例:毎月14日支払いが月末へ遅延)により、乳業者が借入を行って利息を負担するなど資金繰りが悪化している実害が報告されている。
- ・隔日配送に伴う学校側の冷蔵庫容量不足、過疎地への配送コスト増大、都市部での受入時間拡張の必要性など、現場のオペレーション課題もある。

④食育の観点からの牛乳離れの懸念(10件)

- ・経済的負担がなくなり、子どもたちの間に「負担がないから残しても問題ない」という意識が芽生え、食に対する感謝や牛乳の価値観が低下する恐れ。
- ・結果として飲まず嫌いや牛乳離れが深刻化する恐れがあり、牛乳の価値を理解してもらうための食育や啓蒙活動がこれまで以上に必要。

⑤自治体間・学校間の格差(5件)

- ・中学校が負担軽減の対象外であることによる小中学校間の偏りや、全額無償化されていない地域があることへの不公平感ある。また、食材費が基準額を上回った際の対応が自治体によって異なるため、給食内容に格差が生じ、現場や保護者の間で不満や混乱が生じている。

学校給食用牛乳 風味変件事案対応ガイドラインの策定

学乳における風味変件事案が発生した場合に、原因が特定されず、学校・保護者の不安が払拭されず、「安全ではあるが安心とは言えない」と認識される場合もあることから、健康被害の恐れがないと判断された場合の対応などについて文部科学省・厚生労働省・農林水産省の指導もいただき風味変件事案対応ガイドラインを2025年11月に策定しました。また、3省庁から各都道府県関係部局に対しても本ガイドラインの周知が発信されております。

学校給食用牛乳 風味変件事案対応ガイドライン

策定 2025 年 11 月 4 日
一般社団法人 J ミルク

第1章 本ガイドラインについて

1. 策定の背景と目的

(1) 背景

学校給食用牛乳(以下、「学乳」)は、児童生徒の成長期における栄養の供給、健全な食習慣の形成、食育の推進など学校給食に不可欠な役割を担っています。また、学乳は、国内牛乳消費量に占める割合が 10%程度と高く飲用習慣の定着化や国産生乳の需要基盤を維持していくためにも重要な位置づけとなっています。

近年、学乳において風味変化に関する事案が散見されており、その要因は牛乳の特性や児童の鋭敏な味覚によるものとされていますが、これらの事案は児童の健康に関わる恐れがあるため社会問題になりやすく、酪農乳業の信頼性を損ね、さらには乳業者の信用失墜にもつながるリスクを抱えています。一方で、風味変化の原因が特定されない場合は、学校・保護者の不安が払拭されず、「安全ではあるが安心とは言えない」と認識される場合もあり、供給再開までに長期間を要することが少なくありません。

そのため、風味変件事案が発生した場合には、まず製品および製造工程に問題がないかの確認を最優先し、検査結果や工程確認で異常が認められず、健康被害の恐れがないと判断された場合は、速やかな供給再開を目指す必要があります。

(2) 目的

本ガイドラインは、「学校給食用牛乳における風味変件事案対応マニュアル(2021年3月改訂)」(以下「対応マニュアル」)に加え、特に事案発生時の初動対応に重点を置き、新たな視点を加えた、学乳供給停止後から再開を判断するための全国統一的な対応基準として取りまとめたものです。本ガイドラインを学校給食関係者や乳業関係者間で共有し、供給再開の判断が円滑に行われることを目的としています。

さらに、風味変化事案の発生に備えたリスク管理に必要な取り組みを示すことで、事案の未然防止や、万が一発生した際の影響を最小限に抑え、乳業者の危機管理の一助となるものです。

(3) ガイドラインの内容

本ガイドラインは、J ミルクが作成した「対応マニュアル」を基に乳業関係者の意見や J ミルクの「安全性確保・品質向上委員会」及び「学乳問題特別委員会」において協議し、新たな知見を加え策定しました。

事案発生時には「対応マニュアル」のほか、本ガイドラインをご参照ください。

また、本ガイドラインは、健康被害を伴わない異味・異臭事案(以下、「風味変件事案」)を対象としています。したがって、食中毒や異物混入などの事案は前提としていません。

第2章 リスク管理と事案の未然防止

風味変件事案の未然防止と、万が一事案が発生した場合の被害最小化は極めて重要です。日頃から関係機関との信頼関係を構築していることが、円滑な事案対応に不可欠です。

1. 学校給食関係者との信頼関係の構築

- コミュニケーションの強化

学校給食用牛乳の風味変件事案が発生した際に、給食関係事業者が講ずべき手順をまとめたガイドラインが策定されましたので、その内容を周知するとともに、食中毒等の事案発生時の対応について、改めて周知するものです。

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 13 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 事 務 局
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定
御 中
を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 主 管 課

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

「学校給食用牛乳 風味変件事案対応ガイドライン」 (一般社団法人 J ミルク)
の策定等について (周知)

学校給食における衛生管理については、学校給食衛生管理基準(平成 21 年文部科学省告示第 64 号)等に基づき、日頃より取組の徹底をお願いしているところですが、今般、学校給食において提供される牛乳の異味・異臭等が確認される事案が複数発生したことを受け、一般社団法人 J ミルクにおいて、風味変件事案発生時の学校給食用牛乳供給停止後から再開を判断するための全国統一的な対応基準として「学校給食用牛乳風味変件事案対応ガイドライン」が策定され、その周知依頼がまいりました。(別添)

本ガイドラインは、健康被害を伴わない風味変件事案が発生した場合に、初動対応の迅速化と、供給再開を判断するための全国統一的な対応基準を明確にすることを目的として、主として給食関係事業者が速やかに学乳供給を再開するための具体的な手順と留意事項を示したものです。学校給食の適切な運営のためには、学校・教育委員会等と給食関係事業者等との連携が重要であることから、本ガイドラインを踏まえた連絡体制の構築等の対応について給食関係事業者等から協力依頼があった場合には、各教育委員会、学校におかれましても、事案の未然防止及び被害最小化に向けて、御協力いただきますようお願いいたします。

その他、牛乳の風味変件事案に限らず、食中毒や異物混入等も含め、事案発生時には迅速に事業者等と連絡を取ることができる体制を日頃から構築しておくことは、学校給食の安全安心な運営の観点から非常に重要であり、円滑な事案対応に不可欠ですので、改めてそうした連絡体制が確保できているか確認いただきますようお願いいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、城内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する学校及び学校法人等に対し周知くださるようお願いいたします。

なお、学校への周知に際しては、働き方改革の状況等を踏まえ、例えば他の案件とまとめた周知やクラウドを活用した文書の共有等、学校の事務負担軽減に御配慮いただくようお願いいたします。

全文はJミルクサイトに掲載しております。

文部科学省からの事務連絡(令和7年11月13日付)

https://www.j-milk.jp/knowledge/food-safety/schoolmilk_guideline.html

食品等の取引の適正化を促進に向けた取り組み

近年、生産コストの増加や必ずしも合理的ではない商慣習など様々な課題が重なり、持続的な食料供給が難しい状況が続いていることから、持続的な食料供給の実現のため、農林水産省において、食料システム法(※)を制定し、取引の適正化のための努力義務を定めた。

(※)食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)

食料システム法の努力義務

- ① 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議すること
- ② 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合、必要な検討・協力をする事

努力義務の適用対象

- ① 飲食料品等事業者等同士が行う
- ② 飲食料品等の売買その他の取引が対象
※営利目的かどうかを問わず、反復継続的に飲食料品等の生産・製造・加工・流通・販売を行っていれば対象

努力義務の実施状況に対する判断基準

努力義務が果たされているかを判断する基準となる行動規範のことを判断基準といい、令和8年1月30日公布の農林水産省令では、以下の判断基準が定められた。

義務	判断基準
①取引条件に係る誠実協議	①協議の速やかな開始 ②資料の尊重(公的統計・コスト指標等) ③一方的な決定の禁止
②商慣習等に係る検討・協力	①提案を速やかに検討し、協力を行うこと
① ②共通	①協議の申出のみを理由とした不利益取扱いの禁止 ②検討結果の説明

資料:農林水産省 食品等の取引適正化に関するリーフレットをもとにJミルク作成

詳しくは・・・

農林水産省「食品等の取引適正化」のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/gaiyou.html>